



文部科学省

医療的ケア児支援に関する 令和6年度概算要求について

初等中等教育局特別支援教育課

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

令和6年度要求・要望額 4,726百万円(前年度予算額3,318百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 配置人数：4,550人分 (←3,740人分) ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

社会的な要請に対応できる看護師の養成事業

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- **特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援** (435人分)

学校における医療的ケア実施体制の拡充

令和6年度要求・要望額 0.4億円（新規）



現状・課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取組等が求められている。**
- 各教育委員会等における医療的ケア児の教育体制の拡充や保護者の負担軽減に向け、
(1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
(2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する課題や事例を整理する調査研究
を実施し、取組を推進する。



- 特別支援学校
- 医療的ケア児の数 R4 **8,361**人 (出典)学校における医療的ケアに関する実態調査(令和4年度)
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **7,146**人
- 幼稚園、小・中・高等学校
- 医療的ケア児の数 R4 **2,130**人
 - 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 **2,067**人

事業内容

(1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

- 各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、**保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。**
(教育委員会 9箇所×約2百万円)

<取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築**

※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

II 付添いに係る**ガイドライン等の策定・見直し**

※付添いがなくても安心・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理/各学校で共通して取り組む事項の整理 等

III 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた**研修実施体制の構築・見直し**

※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進 等

①付添いの実態把握・取組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、医療・保健・福祉などの関係者や保護者などで構成される協議体等で、見直しの方向性を検討。



②見直しに向けた取組の実施・検証

各学校において付添いの見直しに対する取組を実施し、実施体制の整理や課題を踏まえた見直しを行う



③成果の周知

効果的な取組について、事例を提供・全国への周知



(2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

- **安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等における医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施する**
(民間団体等 1箇所×約15百万円)

①これまでの事業の成果も踏まえた取組の整理等

これまで実施してきた事業の実施状況や成果も踏まえつつ、ヒアリングの観点や事例収集等の方向性を検討。

②ヒアリング・分析

ヒアリングを実施するとともに、事例の周知に向けた分析を実施



③成果の周知

収集した事例をまとめ、全国へ周知



※ 大学等における医療的ケア児支援に向けた看護師養成のための教育プログラム開発を実施する事業も踏まえ、**大学と連携した取組**や**大学を活用した人材確保の取組の収集**等も想定

現状・課題

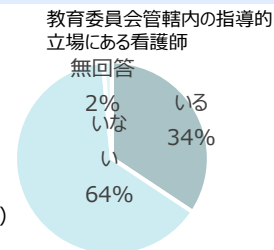
社会の変化等により、看護師に求められる能力や看護を提供する場が多様化してきたことにより、社会的な要請に対応できる看護師の養成が急務となっている。

医療技術の進歩に伴い、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校等においても医療的ケア児は増加しているが、その支援体制は十分ではない。医療的ケア児の地域における支援体制構築のためにリーダーシップを発揮する看護師の養成が求められている。

改正感染症法の成立を踏まえ、コロナ禍で必要性が顕著となった重症患者の対応が可能な看護師の養成が求められている。

- 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月 閣議決定)**
家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のある子どもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有する子どもの地域の支援基盤の強化を図る。
- 子ども未来戦略方針 (令和5年6月 子ども未来戦略会議)**
医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。
- 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン (令和5年5月 厚生労働省)**
重症者用病床に関しては、ICU 経験のある看護師の確保が重要であり、また、重症者用以外のコロナ病棟においても、手厚い看護師の配置が必要であり、通常医療との両立を図りながら、コロナ病床を稼働できる体制の確保に課題があった。

	特別支援学校	幼稚園、小・中・高校	計
医療的ケア児	8,361	2,130	10,491
看護師等業務従事者の数 (うち 看護職員数)	7,146 (2,913)	2,067 (1,799)	9,213 (4,712)



令和4年度学校における医療的ケア児に関する実態調査 (R4.5.1現在)

事業内容

以下の2課題に対応できる看護師を養成するための教育プログラムを開発し、社会的な要請に対応できる看護師の養成を行う。

事業実施期間 令和6年度～令和8年度 (3年間)

【テーマ1】医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成 1.8億円

看護学部生：医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
現役看護師・潜在看護師等（保健師・助産師含む）：医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成のためのリスクリソング教育プログラムの構築

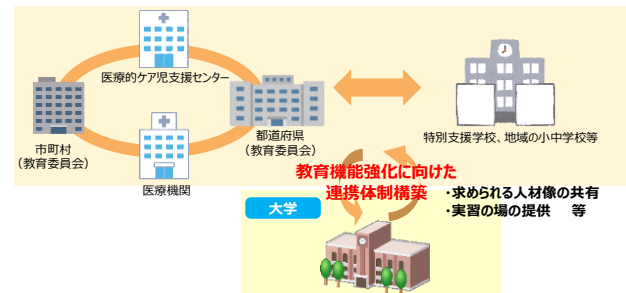
件数・単価 6箇所×3,000万円 交付先 国公立大学

【テーマ2】重症患者に対応できる看護師養成 1.2億円

クリティカルケア領域（集中治療・救急部門等）における長期のOJT（On-the-Job Training）を含む重症患者に対応できる看護師養成のための実践的教育プログラムの構築

件数・単価 4箇所×3,000万円 交付先 国公立大学

【テーマ1】医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成



【テーマ2】重症患者に対応できる看護師養成



アウトプット (活動目標)

本事業において構築された教育プログラム数

短期アウトカム (成果目標)

本事業において養成された社会的な要請に対応できる看護師数
・医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師数 (120人)
・重症患者への対応が可能な看護師数 (48人)

長期アウトカム (成果目標)

・教育委員会管轄内の指導的立場の看護師がいる地域の増加
・感染まん延時等における派遣要請に対応できる看護師数の増加、看護師の看護実践能力の向上

インパクト

・医療的ケア児が学校で学びやすい環境構築
・感染まん延時等でも重症患者が安心して療養できる環境の構築

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

- **医療的ケア** : 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- **医療的ケア児** : 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童
(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

※ 特定行為(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養)

➔ 認定された教職員等(認定特定行為業務従事者)が一定の条件の下に実施可。特定行為以外の学校で行われている医療的ケアは看護師等が実施。

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



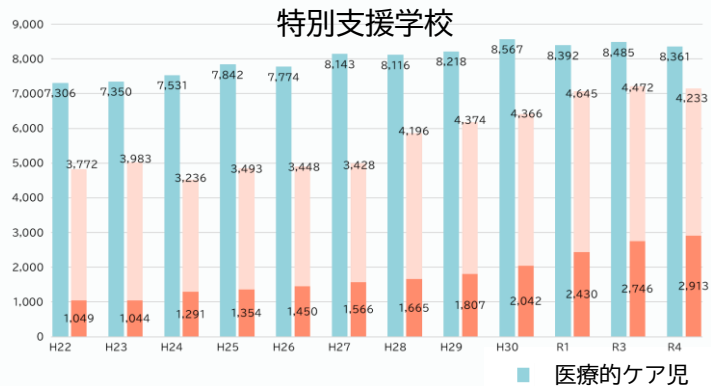
経管栄養(胃ろう)



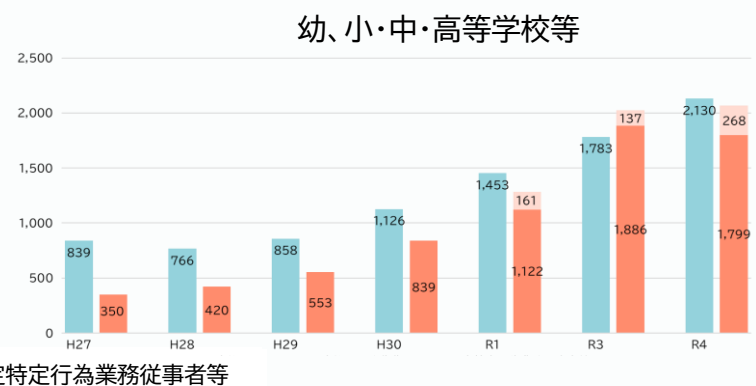
インスリン注射

学校に在籍する医療的ケア児の数

- 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。



※ 調査対象
~H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)
R1~ : 国私立の特別支援学校



※ 調査対象
H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)
H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校